

# 私のお気に入り

～#市長が訪ねてみる～

第26回

吉田町

道の駅「三矢の里あきたかた」

安芸高田市で最も新しい公共の商業施設といえば、吉田町にある道の駅「三矢の里あきたかた」です。2020年6月に開業し、2021年1月には来場者が100万人を突破する盛況ぶりとなっています。

もっとも、経営する第三セクターには開業当初から年間2,700万円の指定管理料<sup>\*1</sup>が支払われています。市の一等地に位置する商業施設でありながら、事業の採算が取れておらず、市が赤字を補填している状態です。施設の老朽化に備えるため<sup>\*2</sup>にも、早急な収支の改善が必要とされていました。

こうした中、サンフレッチェ広島を試合を大画面で観戦する「パブリックビューイング」を県内で初めて常設するなど集客力の強化に取り組んでいます。今後、市内外から人が集まる人気スポットとして確立させ、市の活力を生み出す施設にしていく計画です。

<sup>\*1</sup>公共施設の運営を代行する事業者に対して市が支払うお金。  
<sup>\*2</sup>公共施設の改修費用は市の負担ですが、資金を積み立てられていません。



建設時の総工費は約22億円



市内外からサンフレのサポーターが集結

My Favorite Things

## ハイ! スクール

吉田高校と向原高校の特色ある活動をシリーズで紹介します。

### 郡山城の歴史を学び、地域の魅力を発見

吉田高校へ入学した生徒たちが、自分たちの通っている高校や地域のことを学ぶため、昨年から新入生オリエンテーションとして郡山城でのフィールドワークを行っています。歴史に詳しい先生がいろいろな解説を織り交ぜながら、清神社、郡山公園、展望台をナビゲート。初めて郡山城に登る生徒も多く、新鮮な気付きが得られました。



建物だけでなくお堀も含めてお城なんだと知ることができました。甲田町にある五龍城との違いも知りたいと思いました。

松本 心愛さん



先生の説明を聞きながらだったので新しいことを知ることができて良かったです。毛利元就がどんな人物だったのかも知りたいです。

佐々木 クリゼールさん



歴史に興味はなかったけれど、説明を聞きながら登ったことで興味が湧きました。景色がすごくきれいな所があったので、また登ってみたいです。

上岡 美希さん



歴史が好きなので毛利元就のことは知っていましたが、実際に登ったことで合戦の様子などがイメージできて面白かったです。

藤本 孟さん



吉田高校の文化祭 6月9日(金)、10日(土)に開催します。10日(土)は一般公開しますので、ぜひお越しください!

広島県立吉田高等学校 吉田町吉田719-3 ☎42-0031



## 葬祭費を支給します

国民健康保険の被保険者が亡くなった際、葬祭を行った方に葬祭費(3万円)を支給します。

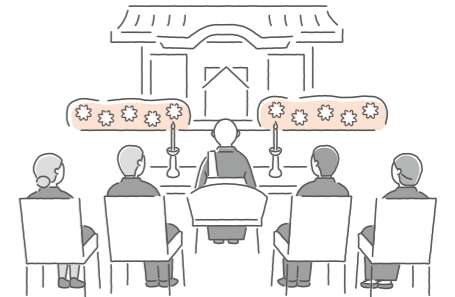
### 申請時必要書類等

- 亡くなった方の被保険者証
- 葬祭を行った方が確認できる書類  
(火葬許可証の写し、葬祭費用の領収書の写し、会葬礼状の写しのうちいずれか)
- 振込先口座が確認できるもの(預金通帳など)

### 申請期間

葬儀から2年

※交通事故での死亡など、損害保険から葬祭費に相当するものが支給された場合は、葬祭費が支給されないことがあります。  
※後期高齢者医療保険にも同様の制度があります。



☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619

## 国民年金のあれこれ

### ちょっと増やせる付加年金

#### 付加年金制度

毎月の国民年金保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができる制度

**A 支払額** 付加保険料=400円/月

↑ 毎月支払う保険料に上乗せする額

**B 受給額** 付加年金額=200円×付加保険料を納めた月数

↑ 年間の年金支給額に上乗せされる額

(例) 付加保険料を5年間納めた場合

#### A 支払った額(元金)

5年間 (納付額) 400円×60か月=24,000円

- 〈対象〉・国民年金第1号被保険者(自営業者など)  
・国民年金の任意加入者  
・半額免除など保険料を免除されていない方  
・国民年金基金に加入していない方

#### B 受給できる額

年金受給	受給金額
1年目	12,000円
2年目	12,000円 (累計 24,000円)
3年目	12,000円 (累計 36,000円)
4年目	12,000円 (累計 48,000円)
⋮	

2年目以降から元金以上の金額を受給

〈納付をやめても掛け捨てにはなりません〉 納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107